

京都市告示第302号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和8年8月10日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

株式会社ハイグランドケアセンターHARU

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市南区吉祥院船戸町37-3

3 事業所の名称

小児多機能型支援事業所HARU上京

4 事業所の所在地

京都市上京区西洞院通中立売下る菊屋町254-4

5 指定する事業の種類

放課後等デイサービス

6 指定年月日

令和8年7月1日

7 事業所番号

2650200302

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)